

「輸入公表三の 7 に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）に対する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月 1 4 日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 課

「輸入公表三の 7 に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正案（ワシントン条約管理強化等に伴う改正）について、令和 8 年 3 月 1 8 日から同年 4 月 1 6 日まで意見募集を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	承認要件に、「当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群（founder stock）等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。」と有るが、単純に、「合法的取得を証明する情報が確認できること」ではいけないのか？ 案文では、正当な証明書の確認が無くても、許可してしまう事になりかねない。確実に、野生からの捕獲でなく認可のある繁殖個体であることを、保障すべきだ。	御意見ありがとうございます。 ワシントン条約（以下「条約」という。）においては、輸出国の管理当局が、条約に規定された合法的な取得の条件を満たした対象種についてのみ輸出許可書等を発給することになっており、同輸出許可書等の発給時点で、その対象種が繁殖個体であれば、それが条約の規定に沿って合法的に取引された繁殖個体であることを保障しています。 一方で、条約の決議では、輸出入国の管理当局が、輸出許可書等が添付された対象種が、条約の規定に従って合法的に取引されたものではないと信じる根拠を有する場合には、相手国の管理当局に事実関係を協議しなくてはならない旨の規定があります。また、第 20 回締約国会議で決定された決定 20.147 でも、CITES 附属書掲載の固有種について、締約国が標本（繁殖用個体群、親個体群、または創始個体群を含む）の合法的な起源について疑義がある場合、許可書または証明書を発給または受理する前に、原産国と協議することが奨励されるとされています。ご指摘の改正文案は、これらの規定を踏まえた承認の要件であるため、そもそも合法的取得を否定する情報が確認されていない場合には、相手国への協議なく承認できる、との整理としております。なお、2026 年

		3月5日に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」及び「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について」にも同一の記載を追記しております。
2	「その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。」というのは、概括的で裁量の余地が大き過ぎるのではないか？	御意見ありがとうございます。 近年の条約締約国会議（COP）及び同常設委員会（SC）では、締約国による条約の決定や勧告等の履行が不十分であることにより条約対象種の保護に問題が生じているとして、COPやSCの決定や勧告に基づき、当該締約国に対して一定の取引を制限する、又は他の締約国に対して当該締約国との取引を制限することを求める議論が多く見られるようになっていきます。 これらの決定や勧告に基づく取引制限について、日本も締約国として適切な取引制限を行う必要があり、これを行わない場合には、勧告未履行として日本が条約附属書掲載種の商業取引を停止する勧告を出される可能性もあるなど、我が国の利益を損なわれる恐れがあります。このため、これらの決定や勧告に基づいた条約事務局からの指示や要請に迅速に対応できるようにするため「条約の誠実な履行の観点から適当な取引と認められない場合に、不承認又は不許可とできる」旨の規定を策定するものであり、COPやSCの決定や勧告を超えて裁量権を持つことは想定しておりません。
3	貴省 HP のワシントン条約のページに条約附属書が掲載されているが、植物界（appendix_flora.pdf https://share.google/j8v9A9kgEsMXcayfq）のランの箇所で <i>Aerangis ellisii</i>、<i>Cattleya jongheana</i> 及び <i>Cattleya lobata</i> に注釈の P4 が付されていない。事務局 HP の附属書には P4 が付されているが、これが意図的に付していないのか、単なる抜け落ちなのか分からない。改正と合わせて掲載資料の点検を求める。	御意見ありがとうございます。 当省 HP の記載漏れです。御指摘の箇所を追記するとともに、条約附属書において当該箇所以外に記載漏れがないことを確認いたしました。他の掲載資料につきましても、点検を実施いたします。 なお、当省 HP で公開している条約本文、附属書、解釈等の和訳資料は専ら参考のために掲載しており、御不明な点がある場合はワシントン条約事務局のウェブページに掲載されている原文をご確認ください。